

◎新潟県選挙管理委員会告示第7号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、新発田市選挙管理委員会から、次のとおり指定内容に異動があった旨の報告があった。

令和2年4月21日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

指定内容に異動のあった施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定内容 異動年月日
新発田市健康長寿アクティブ交流センター （旧新発田市地域交流センター）	新発田市中心街3丁目13番3号	多目的ホール	107.00	令和2年4月1日
		交流室 （旧会議室）	92.00	
		大ホール	274.00	
		屋内広場	280.00	